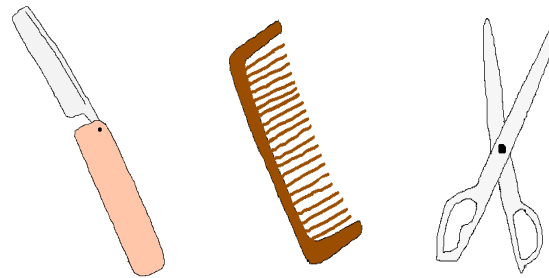


# 理容所のてびき



---

那覇市保健所

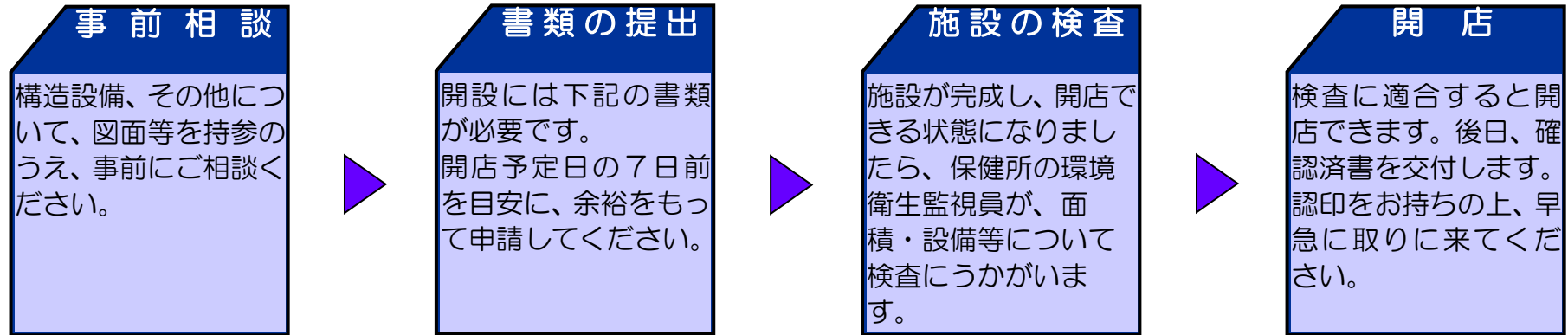
生活衛生課 医務薬務環境グループ

〒902-0076 沖縄県那覇市与儀1-3-21

電話 098-853-7963

ファックス 098-853-7965

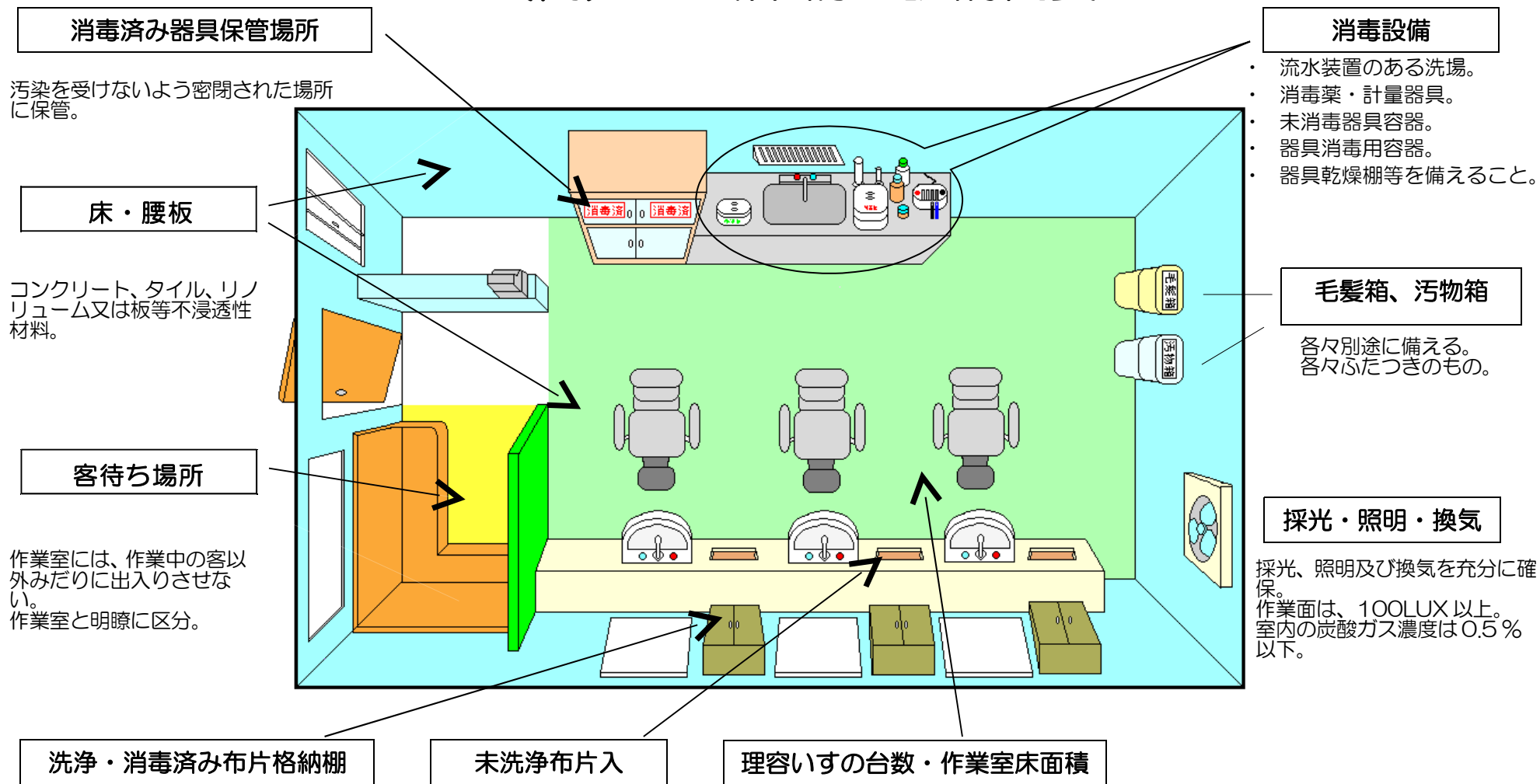
## 理容所開設までの手続き



## 開設時に必要な書類

- ✂ 開設届・開設者及び有資格者の履歴書
- ✂ 構造設備の概要
  - ❖ 施設の平面図
- ✂ 従業員名簿
  - ❖ 有資格者の免許証（本証提示・写し添付）
  - ❖ 有資格者は医師による診断書（結核・伝染性皮膚疾患の有無が記載された、1か月以内のもの）
  - ❖ 管理理容師の講習修了証：有資格者が複数人いる場合（本証提示・写し添付）
- ✂ 検査手数料（16,000円）※現金
- ✂ 開設者が法人の場合：法人の登記簿謄本（6か月以内）（原本提示）

# (例) 理容所 構造設備概要



1 作業室の面積は9.9㎡以上であること。(面積は、により算定する。)  
作業室面積9.9㎡における作業いすは、2台までとし、さらに作業いすを置く場合、1台増やすごとに作業室面積は3.3㎡を加えた面積以上とする。

## 理容所の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

### ◆ 新規開設届

- ✕ 開設者が変わった。（個人→法人・法人→個人なども含む）
- ✕ 施設を移転した。（仮店舗も含む）
- ✕ 施設を大規模に増改築した。等

必要書類

- \* 「開設までの手続き」をご覧ください

### ◆ 変更届

- ✕ 法人代表者が変わった。
  - ✕ 施設を小規模に増改築した。等
- 台帳記載項目が変わるときには変更届が必要になります。  
台帳記載項目とは、お店の名前や、営業者の住所、面積算定にかかわるもの（イスの数など）となります。

\* 施設の変更は事前に保健所に相談してください。

必要書類

- \* 変更届
- \* 変更した内容のわかる書類（登記簿謄本や、施設設備図面）

### ◆ 従業員変更届

- ✕ 従業員の**新規雇用**、**異動**、**退職**があったとき。

必要書類

- \* 従業員変更届
- \* 有資格者の免許証（本証提示）、医師による診断書（結核と伝染性皮肤病疾患が無いとわかる**3か月以内の発行のもの**）

### ◆ 承継届

- ✕ 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- ✕ 法人が合併・分割した。

必要書類

- \* 承継届
  - \* 戸籍謄本（被相続人及び相続人全員の関係がわかるもの）
  - \* 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
    - ❖ 相続人の範囲：配偶者、子、直系尊属の兄弟・姉妹
- 被相続人死亡後、遅滞なく届出をしてください。  
法人の合併・分割による手続きについては事前に相談してください。

### ◆ 廃止届

- ✕ 営業をやめた。等

必要書類

- \* 廃止届 ・ 店舗の確認済証

# 器具類の洗浄と消毒方法

カミソリや血液の付着した器具類  
また血液が付着した疑いのある器具類

十分に洗浄する

エタノールによる消毒	76.9~81.4%	溶液中に10分以上浸す
次亜塩素酸ナトリウムによる消毒	0.1%	
煮沸消毒器による消毒	沸騰させる	

血液が付着した  
タオル類は破棄する

消毒する場合は洗浄後

上の消毒法に  
替えてもよい

血液が付着した疑いのない  
器具・タオル類

十分に洗浄する

逆性石ケン液	0.1~0.2%	溶液中に10分以上浸す
グルコン酸クロルヘキシジン	0.05%	
両性界面活性剤	0.1~0.2%	
次亜塩素酸ナトリウム	0.01~0.1%	
エタノール	76.9~81.4%	綿に含ませて拭く
蒸気消毒	80℃を超える蒸気	10分以上触れさせ
紫外線照射	85 $\mu\text{w}/\text{cm}^2$ 以上	20分以上照射

消毒薬を洗い流し、乾燥する

保管庫や器具棚へ収納する

## 理容所の衛生管理

器具・布片類の清潔	カミソリ・ハサミ・クシ・ブラシ・タオル・ネックペーパー等は一客ごとに取替え、適正に洗浄・消毒したものを使用すること。
器具等の保管	洗浄・消毒済みの器具・布片類は使用済みのものと区別し、専用の場所に清潔に保管すること。
施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つこと。 床などの毛髪は一客ごとに清掃し、ふた付きの専用容器に集めること。
空気環境	開放型暖房器具・ガス式蒸し器等を使用するときは、定期的に換気すること。
作業衣等	作業中は清潔な作業衣を着用し、顔面作業の際はマスクをすること。
手指等の清潔	一客ごとに作業前に手指を洗浄・消毒し、清潔に保つこと。
健康診断	従業者は定期的に健康診断を受けること。

## 関係機関一覧

理容師試験・免許証・管理理容師講習会に関すること
財団法人 理容師美容師試験研修センター 〒135-8507 東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビル B棟9F      Tel 03-5579-0911
経営相談・融資相談・Sマーク等に関すること
財団法人 沖縄県生活衛生営業指導センター 〒901-0152 那覇市小禄2250      Tel 098-891-8960